# 特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令 （平成十一年総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号）

特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

# 附　則

##### １

この命令は、公布の日から施行する。

##### ２

訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十一年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号）は、廃止する。

# 附則（平成一二年一二月二五日総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号）

この命令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一三年五月三〇日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、平成十三年六月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一一月一一日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年八月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年二月八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

# 附則（平成二九年六月三〇日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。